

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成30年7月18日
(平成30年6月受付分)



平成30年6月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、8件でした。今回は(独)国民生活センターの子どもサポート情報を情報提供します。

◆孫がカード番号を入力！オンラインゲームの高額請求

事例：

クレジットカード会社から身に覚えのない20万円弱の高額な請求が届き驚いた。クレジットカード会社に確認したところ、オンラインゲームの利用料であった。同居している孫がゲームに熱中しているの、問いただしたところ、私のクレジットカードで決済したと白状した。孫の友達が3～4人で来ているときに、私の財布から勝手にカードを抜き取り、皆で一緒にカード番号等を登録したと言う。孫の友達にも私のカード番号等を知られているので、クレジットカード会社に申し出て解約してもらった。支払いを免除してもらう方法はないだろうか。
(当事者：中学生 男性)



✔ アドバイス

- 事例の他に、親がネットショッピング等のクレジット決済のために登録したクレジットカードの情報等を子どもがそのまま利用して、アイテムを購入したといったケースもあります。
- 民法では、**未成年者が親権者等法定代理人の同意を得ないで行った契約は、原則的には取り消すことができる**と定められていますが、**すべての契約が取り消しできるわけではありません**。事例のケースでは、カードの管理責任を問われて、取り消しができない可能性もあります。
- また、未成年者が自らを成年者であるとウソをついた場合には、その契約を取り消すことはできません。未成年者の取消権が認められるかどうかは個々の状況により異なりますので、トラブルにあった場合は、親子で消費生活センターに相談しましょう。

※(独)国民生活センター 「子どもサポート情報 第59号」より抜粋。

◆その他にはこんな相談も…

| 年齢 | 相談内容 |
|----|---|
| 14 | Q：中学生の息子が携帯電話でアダルトサイトにアクセス。何かをタップしたら登録になり、高額な登録料を請求されている。どうしたらよいか。 A：契約は成立していません。アダルトサイトの請求画面が出て、慌ててお金を支払ったり、相手に連絡したりしてはいけません。 |

LINE@で情報発信します！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)